

第4章 施策の方向性と主要な取組

I. 子ども・子育て支援

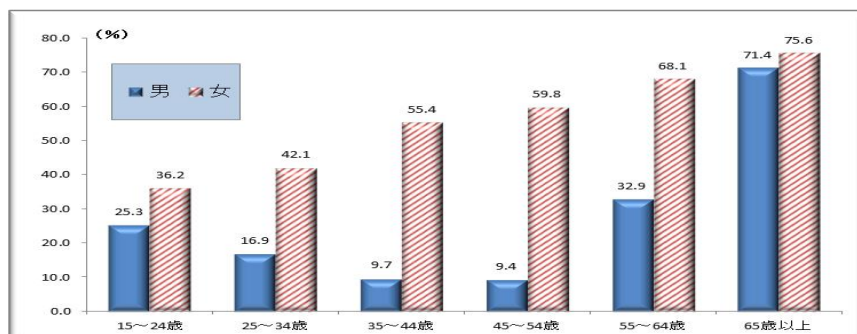
～「日本一子育てしやすいあいち」の実現をめざして～

課題 1. 若者の生活基盤の確保

- わが国はすでに人口減少社会に移行していますが、本県においては、平成 27(2015)年 10 月に策定した「愛知県人口ビジョン・まち・ひと・しごと創生総合戦略」によると、平成 32(2020)年頃までは人口増加が続くと見込まれています。その後は人口減少局面に入っていきますが、その減少幅を緩やかなものにとどめ、活力を維持していくことが重要です。
- 本県の出生動向をみると、平成 26(2014)年の合計特殊出生率*¹は 1.46 で、安定的に人口を維持できると言われている 2.07 を大きく下回っており、依然として少子化傾向が続いています。少子化の大きな要因としては、未婚化・晩婚化と夫婦の子どもの数の減少が指摘されていますが、「愛知県人口ビジョン・まち・ひと・しごと創生総合戦略」においては、県民への意向調査をもとに、若い世代の結婚・出産・子育てに関する希望がかなった場合の出生率を 1.8 程度と算出しています。もとより、結婚、出産は個人の自由な意思や価値観に基づくものでありますが、当面、この 1.8 という出生率を念頭に置きつつ、若い世代の結婚、出産、子育てに関する希望の実現に向けて努力していくことが必要です。
- 多くの若者が結婚や子どもを持つことを希望していますが、企業の厳しい経営環境下で雇用形態の多様化が進み、非正規雇用の割合が増加しています。若者の早期離職が高水準で推移するなど、不安定な雇用環境に置かれている若者も多く、経済的な事情によって結婚や子どもを持つことをためらう若者が少なくない状況にあります(図 28・図 29)。

こうした状況を解消するには、子どもの頃から社会の変化に対応するために必要な力を育成していくとともに、若者へのきめ細かな就労支援に取り組んでいくことが重要です。

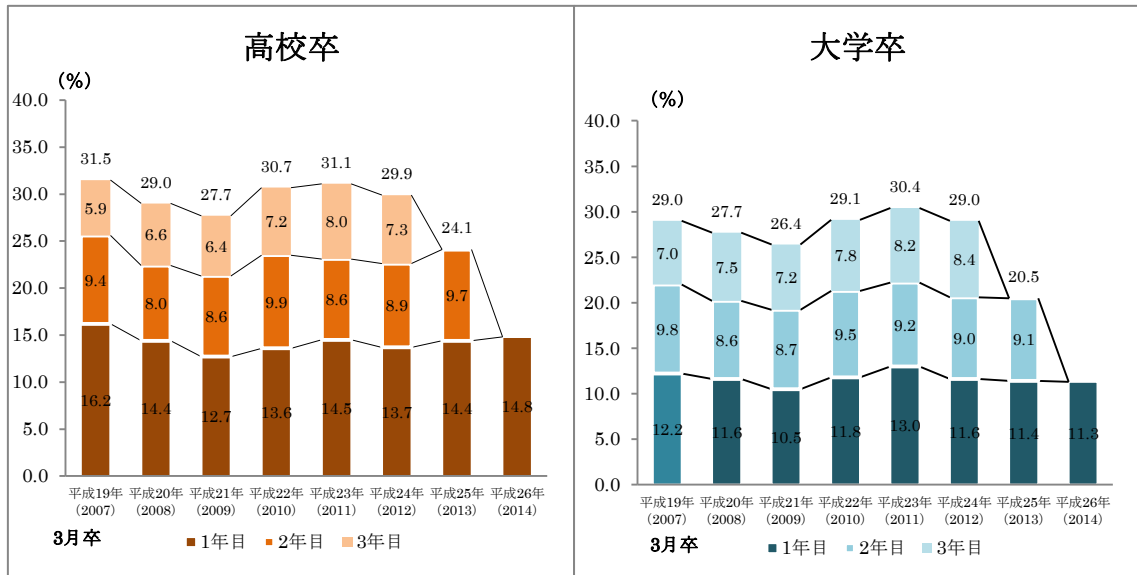
◆男女別・年齢階級別非正規の職員・従業員の割合(全国)(図 28)



資料 「労働力調査(詳細集計)平成 26 年平均(速報)結果」(総務省)

注 15~24 歳は在学中を除く

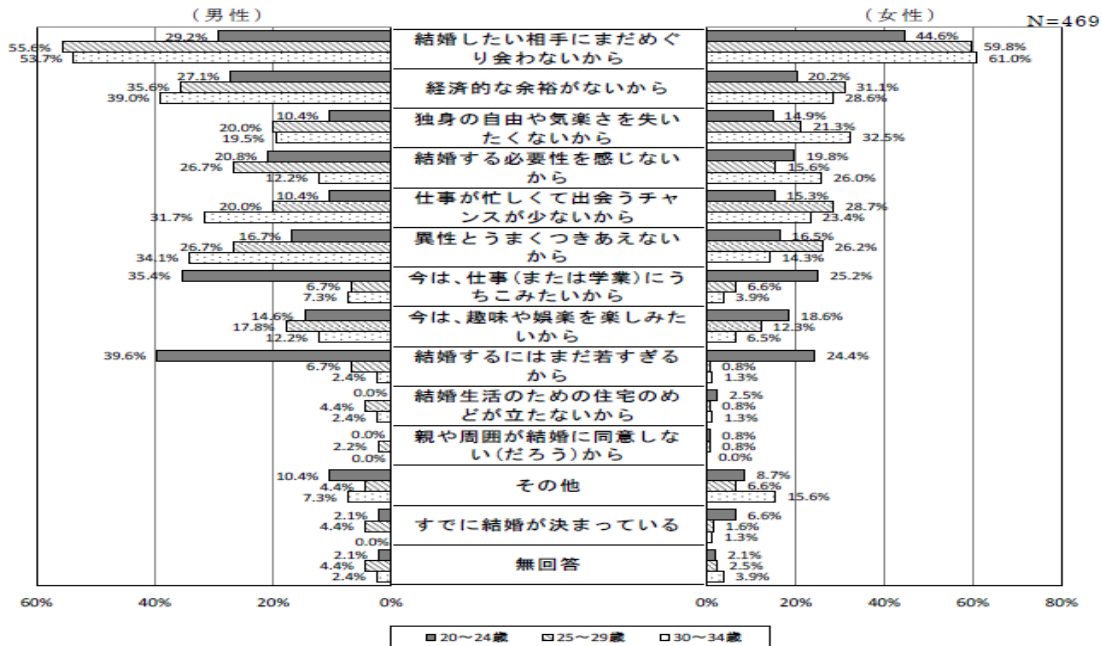
◆新規学卒就職者の在職期間別離職率の推移（愛知県）（図 29）



資料 「新規学卒者の離職状況」（愛知労働局）

○ また、平成 25（2013）年度に本県が実施した「少子化に関する県民意識調査」によると、独身者の約 9 割がいずれ結婚する意思があると回答しており、独身にとどまっている理由をみると、結婚したい相手にまだめぐり合わないという理由が最も多くなっています。結婚を望む人の希望をかなえるため、出会いの機会の提供など、社会全体で結婚をサポートする取組が求められています（図 30）。

◆独身にとどまっている理由（図 30）



資料 「少子化に関する県民意識調査（平成 25 年度）」（愛知県健康福祉部）

* 1 合計特殊出生率：再掲（11 ページ参照）

施策の方向性

(キャリア教育の推進)

- 社会人、職業人としてふさわしい能力を身につけるため、社会環境を踏まえた、成長の段階に応じた多様な体験活動を充実させ、小・中・高等学校を通じた体系的・系統的なキャリア教育*²を推進します。

また、キャリア教育にあたっては、学校だけでなく、企業や地域と連携・協力していくことが不可欠なことから、企業と教育現場をつなぎ、企業のキャリア教育への参画を促進します。

<県の主要な取組>

- ◆ 「キャリア教育ノート」*³の活用などを進めながら、小学校における職場見学、中学校における職場体験、高等学校におけるインターンシップの実施など、キャリア教育を推進します。
- ◆ 地域における企業と教育現場の橋渡しを円滑に行うコーディネーターや専門人材の活用を推進します。
- ◆ 産業人材育成支援のポータルサイトを利用し、産業・教育界双方の情報へのアクセスの利便性向上を図ります。
- ◆ 子どもの発達段階ごとのインターンシップ等のプログラムを例示するなどした手引き「インターンシップ・職場体験・職場見学受け入れBOOK」の普及を図り、企業のキャリア教育への参画を促進します。

(若者の就労支援)

- 就職活動を行う学生等と企業のマッチングを行うなど、若者に対するきめ細かな就労支援を行います。

また、いわゆる不本意非正規雇用労働者の正社員化に向けた支援を行い、若者の経済的な自立を促進します。

<県の主要な取組>

- ◆ 「ヤング・ジョブ・あいち」*⁴において、愛知労働局と連携し、職業適性診断、職業紹介、キャリアコンサルティング等の総合的な支援を行うとともに、セミナーや就職面接会の開催により、中小企業の魅力発信やマッチング機会の充実を図ります。
- ◆ 不本意非正規雇用労働者の正規化等に関する取組として、県内企業に多様な正社員制度や国のキャリアアップ助成金の周知を図ります。

(結婚支援)

- 希望する人が希望する時期に結婚できるよう、出会いの機会の情報提供を行うとともに、企業等と連携した出会いのサポートを実施し、結婚支援策の強化を図ります。

<県の主要な取組>

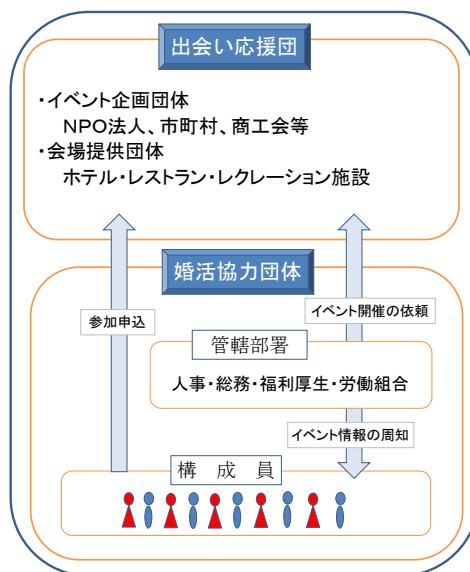
- ◆ 出会いサポートポータルサイト「あいこんナビ」を活用して婚活イベント等の情報提供を行うことで、未婚の方に出会いの機会を提供します。
- ◆ 婚活イベントを提供するNPO等を「出会い応援団」、従業員の結婚に前向きな企業等を「婚活協力団体」として募集し、県から企業等への働きかけを行いながら、より多くの団体の参加を促進します。

また、企業等に講師を派遣する出前講座や、団体の窓口となる担当者等を対象とするネットワーク会議を開催し、両団体の活動や団体間の交流を促進するなど、両団体と協力した更なる出会いの場の創出を図ります。

◆「あいこんナビ」トップページ画面



◆イメージ図

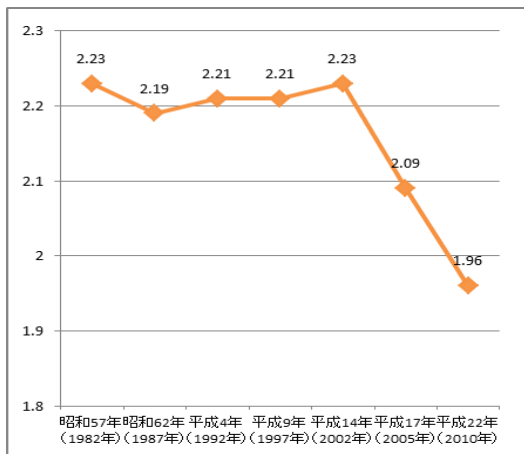


- * 2 キャリア教育：一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てる教育。
- * 3 キャリア教育ノート：愛知県教育委員会が平成 24（2012）年 2 月に作成した、学校でのキャリア教育で活用するための資料。小学校（部）から中学校（部）、高等学校（部）まで継続して、自分の成長を記録し、振り返ることで、自己理解を深め、キャリア形成に役立てることができる。愛知県教育委員会の Web ページからダウンロードが可能。
- * 4 ヤング・ジョブ・あいち：愛知県と愛知労働局が連携して運営する学生及び 45 歳未満の若者の就職総合支援施設。

課題2. 希望する人が子どもを持てる基盤づくり

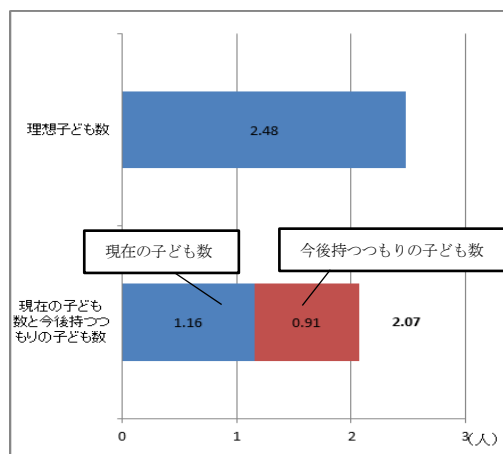
- 結婚した夫婦において、子どもの数が減少し、希望する子どもの数と実際の子どもの数に開きがある状況となっています（図 31・図 32）。女性の社会参加が進み、共働き世帯が増加している中で、働く人が子どもを持ち、子育てしながらいきいきと働き続けていくためには、仕事と生活の調和が不可欠です。

◆夫婦の完結出生児数の推移（全国）（図 31）



資料 「出生動向基本調査」(国立社会保障・人口問題研究所)

◆理想子ども数と予定子ども数（愛知県）（図 32）



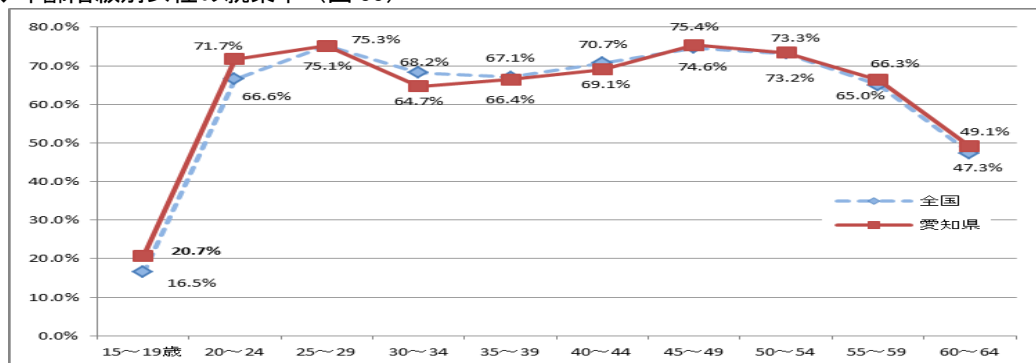
資料 「少子化に関する県民意識調査（平成 25 年度）」(愛知県健康福祉部)

- しかし、出産や育児等で離職する女性はいまだに多く、本県は全国と比べて、出産・子育て期の女性の就業率が低く、いわゆるM字カーブ*⁵の谷が深い状況にあり、子育てしながら働き続けられる職場環境の整備が一つの課題となっています（図 33）。

また、パートナーである男性の育児等への参画も進んでいません。県内企業で働く男性の育児休業取得率は、女性が 90%を超えているのに対して 1%台半ばの低水準で推移し、育児等にかかわる時間も依然として女性を大きく下回っています。

その背景として、長時間労働、固定的な性別役割分担意識、経営者や職場の理解不足などが指摘されています。出産や育児等と仕事の両立には、男性の働き方の見直しはもとより、企業や県民の意識・行動を変えていく取組が求められています。

◆年齢階級別女性の就業率（図 33）



資料 「平成 25 年就業構造基本調査」(総務省)

- 一方、本県の平成 27(2015)年 6 月末時点の調査によると、医師不足等により産婦人科の診療制限（診療科の休止、入院診療の制限等）が行われており、その割合は 19.0%と他の診療科より高くなっています。

また、出産年齢が年々上昇していく中で、適切な時期に、妊娠・出産に関する情報提供を行うことで、ハイリスクな妊娠・出産の可能性を軽減させていくことが重要です。安心して妊娠・出産でき、必要に応じて専門的な周産期医療が受けられる環境を整備していくことが必要です。

施策の方向性

(ワーク・ライフ・バランスの推進)

- 仕事と育児・介護・地域での活動等を両立できる職場環境づくりに向けて、官民一体となってワーク・ライフ・バランス*⁶の取組を進めます。

また、子育てや介護等と両立しながら働き続けられるよう、多様な働き方・柔軟な働き方を選択できる職場環境の整備促進を図ります。

<県の主要な取組>

- ◆ 官民一体となってワーク・ライフ・バランスを推進するため「あいちワーク・ライフ・バランス推進協議会」を開催し、県内一斉ノー残業デーの実施やイクメン*⁷・イクボス*⁸の普及を図るための啓発活動など、民間企業等への働きかけを行います。
- ◆ 仕事と育児・介護等を両立でき、多様な働き方を選択できる職場環境の整備促進に向け、従業員の仕事と生活の調和に取り組む企業の拡大を図ります。
- ◆ 短時間勤務制度や、様々な働き方のニーズに応じた多様な正社員制度などの周知啓発を進め、多様な働き方・柔軟な働き方が選択できる職場環境の整備促進を図ります。

* 5 M字カーブ：日本の女性の就業状況を年齢階級別にみた場合、25～29 歳代と 45～49 歳代を頂点に、30 歳代のいわゆる子育て世代を底とするM字型を示している。この形が「M 字カーブ」と呼ばれるものであり、結婚、出産、育児などの事情で離職する女性が多いことを示している。

* 6 ワーク・ライフ・バランス：「仕事と生活の調和」と訳され、働く全ての方々が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。

* 7 イクメン：育児や家事を積極的に行う男性のこと。

* 8 イクボス：部下のワーク・ライフ・バランスを考慮し、そのキャリアと人生を応援しながら、組織としても成果を上げ、自らも仕事と私生活を充実させている上司・管理職・経営者（男性・女性を問わず）のこと。

(男女共同参画の推進と女性の活躍促進)

- 男女共同参画意識を高めるため、子どもの頃から固定的性別役割分担意識を解消する取組を進めます。
また、妊娠・出産・育児において父親に望まれるサポートについての知識の紹介や、父親の子育てに関する情報を発信し、地域における子育てへの参加の機会を提供することで、父親の家事・育児への参加を促進します。
- 企業や団体など様々な主体に対して、「女性の活躍は企業の経営戦略である」という考え方の浸透や、企業経営者等の意識改革を図るとともに、女性の活躍促進に取り組む企業等への支援や、保育サービスの一層の充実、子育て等により離職した女性の再就職支援を行うなど、女性が活躍できる環境づくりを推進します。

<県の主要な取組>

- ◆ 男女共同参画セミナーの開催や啓発資料の作成・配布を行うほか、学校での授業等の機会を利用して、児童生徒の発達段階に応じ、固定的性別役割分担意識の解消を推進します。
- ◆ 父親向け子育て情報「子育てハンドブック お父さんダイスキ」をインターネット上で配信するほか、父親と子どもが一緒になって楽しみながら参加できる「あそびの体験プログラム」を市町村児童館で実施し、県内各地域で活用できるよう働きかけるなど、父親の育児参加を促進します。
- ◆ 経済団体・労働団体・企業・大学・国の機関等をメンバーとした「あいち女性の活躍促進会議」を開催し、企業等における女性の活躍の更なる促進を図ります。女性の活躍に積極的に取り組んでいる企業を「あいち女性輝きカンパニー」として認証するほか、中小企業等に対する奨励金を支給するなど、女性の活躍促進に取り組む企業等を支援します。
- ◆ 「あいち子育て女性再就職サポートセンター」*⁹（ママ・ジョブ・あいち）において、出産・子育て等で離職した女性の再就職の支援に取り組めます。
- ◆ 男女がともに、社会のあらゆる分野における活動に参画する社会の実現をめざし、政策・方針決定過程に女性が参画できるよう、県が率先して県職員や県教職員の管理職等への女性の登用を推進します。

* 9 あいち子育て女性再就職サポートセンター：出産・育児等で離職した女性に対して、相談・カウンセリングや企業での職場実習等を行い、女性の再就職を支援する拠点。平成 26（2014）年 5 月に開設。

(妊娠・出産支援)

- 安心・安全に妊娠・出産ができるよう、妊娠・出産に関し気軽に相談できる体制の整備、妊娠・出産に関する正しい知識を身につけるための意識啓発や健康教育の充実を図ります。
また、産科医等の医師確保、リスクの高い分娩に対応できる周産期医療体制の推進を図ります。
- 子どもを望みながらも不妊や不育に悩む夫婦を支援するため、専門相談や治療等に関する情報提供を実施するとともに、高額な医療費がかかる不妊治療に対する助成を行い、夫婦の精神的・経済的負担の軽減を図ります。

<県の主要な取組>

- ◆ 「愛知県女性健康支援センター」*10による妊娠・出産に関する相談体制を整備します。市町村と協力し、若い世代に対して年齢に伴い変化する女性の妊孕力（にんようりょく（妊娠する力））や妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発、健康教育の推進を図ります。
- ◆ 女性医師の割合が高い産科等の医師確保のため、働きやすい職場環境の整備を行う医療機関に対する補助などを行います。
- ◆ 周産期母子医療センターの整備や救命救急センターとの併設促進、MFIU（母体・胎児集中治療管理室）、NICU（新生児集中治療管理室）等の周産期医療関連病床の整備など、周産期医療体制の推進を図ります。
- ◆ 「愛知県不妊・不育専門相談センター」*11で専門相談や治療等に関する情報提供を実施します。高額な医療費がかかる不妊治療（体外受精、顕微授精及び人工授精）に要した費用に対し助成します。

*10 愛知県女性健康支援センター：愛知県が、公益社団法人愛知県助産師会に委託して運営している女性の「妊娠」・「出産」・「健康」などについての無料相談窓口。

*11 愛知県不妊・不育専門相談センター：愛知県が、名古屋大学医学部附属病院に委託して運営している「不妊・不育」についての無料相談窓口。不妊症・不育症の専門医師やカウンセラーなどの専門家が相談に応じる。

課題3. 子育て家庭への支援の充実

- 近年の核家族化の進展や地域とのつながりの希薄化により、身近に相談できる人がいないなど、子育ての孤立感、不安感を感じやすい状況にあります。自宅で子育てを行う家庭への支援は、地域子育て支援拠点施設への来所者向けサービスがありますが、自分から来所できない保護者への働きかけや、要支援家庭に関する情報の共有化、相談体制の強化など、地域の子育て支援機能を充実し、切れ目ない支援を実施していくことが必要です。
- また、子育て支援の取組を進めるためには、地域の様々な構成員が主体となって、地域全体で子育てにあたたかい環境を作っていくことが重要です。社会全体で子育てを応援する機運の醸成が求められています。
- 共働き家庭の増加や働き方の多様化に伴い、保育に対するニーズは増大・多様化しています。平成27(2015)年度からスタートした子ども・子育て支援新制度では、全ての子ども・子育て家庭を対象に、子どもの年齢や親の就労状況などに応じて、必要とする支援が利用できることをめざしていますが、一部の地域で低年齢児保育を中心とした待機児童が発生するなど、多様な保育サービスの拡充が課題です。
- 厚生労働省が平成21(2009)年度に実施した「保育士の需給等に関する調査研究報告書」によると、平成29(2017)年度末には全国で保育士が約7万4千人不足すると試算されており、一層の保育士確保を図る必要があります。

また、子どもの健やかな育ちが保障されるためには、発達段階に応じた質の高い教育・保育が総合的に提供されることが重要です。幼稚園教諭、保育士、保育教諭等、子どもの育ちを支援する職種を対象にした研修を実施し、教育・保育の質の確保・向上を図ることが必要です。
- 保育所を利用する共働き家庭等においては、児童の小学校就学後も、その安全・安心な放課後等の居場所の確保という課題に直面します。いわゆる「小1の壁」を打破し、次代を担う人材を育成するため、平成26(2014)年7月に国において新たな放課後対策としての「放課後子ども総合プラン」が策定され、平成31(2019)年度末までに国全体で約30万人分の受け皿を拡大するとともに、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を一体的に又は連携して実施することなどをめざすとされました。本県においても、総合的な放課後児童対策を推進し、計画的な整備等を進める必要があります。
- 一方、県民が期待する育児支援対策として、子育てに対する経済的支援の充実を求める声が多く、子育てにかかる費用が子育て家庭における大きな負担となっ

ています。県では、これまで教育・保育にかかる費用の軽減など経済的支援を実施していますが、引き続き支援の充実が求められています。

施策の方向性

(地域における子ども・子育て支援)

- 必要な人に必要な情報や支援が届くよう、子育て支援機関の連携を促進し、訪問支援など個々の家庭に寄り添った支援を実施するとともに、地域の実情に応じた多様な子育て支援を充実し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行います。
- 社会全体で子どもや子育て家庭を応援する機運の醸成を図るため、県や市町村だけでなく、県民や企業などそれぞれが主体となって、県全体で子どもの成長や子育て家庭を応援し、地域・社会の子育て力を向上する取組を推進します。

<県の主要な取組>

- ◆ 保健師等による母子保健コーディネーターが妊娠期から子育て期まで継続して相談や支援を行う子育て世代包括支援センターの市町村における設置を促進します。
- ◆ 保育所、幼稚園等における幼児の一時預かりや、気軽に親子で集い交流やきめ細かな子育て相談などができる地域子育て支援拠点、乳児家庭全戸訪問など、市町村が地域の実情に応じて実施する取組を支援します。
- ◆ 「子育て応援の日（はぐみんデー（毎月 19 日）」の啓発や、協賛店舗等で優待が受けられる「はぐみんカード」の普及拡大等を進め、社会全体で子ども・子育てを応援する機運の醸成を図ります。

(多様な保育サービスの充実)

- 待機児童の解消に向けて、保育所や認定こども園等の保育の場の確保に努めるとともに、病児・病後児保育、休日保育、延長保育など就労形態に合わせた多様な保育サービスの提供を推進します。特に、平成 27（2015）年度から認可事業となった事業所内保育の設置促進を図ります。

<県の主要な取組>

- ◆ 幼児教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）の計画的な整備の促進や、地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育）の充実など、市町村が実施主体として行う教育・保育の量の拡充のための支援を行います。

- ◆ ファミリー・サポート・センター*¹²を活用した病児・病後児保育普及促進事業を始め、病児・病後児保育を推進するよう市町村に働きかけます。また、多様な就労形態に合わせた保育が提供されるよう、休日保育や延長保育の推進を市町村に働きかけます。
- ◆ 事業所内保育の設置促進を働きかけるため、企業と行政による共同セミナーを開催します。

(保育士等の確保・育成)

- 保育士等の確保策の充実強化を図るため、保育士養成施設における新卒者への就職促進支援や修学資金の貸付け、保育士の資格を持ちながら保育所等で就労していない潜在保育士への再就職支援のほか、愛知労働局との連携事業に取り組みます。また、保育士・保育教諭の資質の向上や処遇改善の取組を充実します。

<県の主要な取組>

- ◆ 保育士養成施設が学生に対して行う保育所等への就職を促す取組を支援し、保育士養成施設における新卒者への就職促進を図るほか、保育士養成施設に通う学生に対し修学資金の一部を貸し付け、資格取得を支援します。
- ◆ 「愛知県保育士・保育所支援センター」*¹³での就職相談等を行い、潜在保育士の再就職支援を進めます。また、ハローワークでの出張相談会や保育士養成施設の巡回訪問を実施します。
- ◆ 保育士・保育教諭に対する研修を実施し、地域の子育て支援や障害児保育などの多様な保育ニーズに対応できるよう専門性や実践力など資質の向上を図ります。
- ◆ 職員の勤続年数や、賃金改善・キャリアアップの取組に応じた人件費の加算を行うなど、処遇改善の取組を支援します。

(放課後児童対策の充実)

- 放課後子ども総合プランに基づき、児童が放課後等を安全・安心に過ごすことができる生活の場を確保するため、放課後児童クラブや放課後子ども教室の充実を図り、待機児童の解消をめざして、子どもが保育所等を卒園した後も安心して働き続けられる環境を整備します。

*12 ファミリー・サポート・センター：育児に関して「援助を受けたい人（依頼会員）」と、「援助を行いたい人（提供会員）」が会員登録し、保育施設までの送迎や子供の預かり等、子育てに関する相互援助活動を行う制度。

*13 愛知県保育士・保育所支援センター：保育士の人材確保対策の推進を図るため、平成25（2013）年6月に「愛知県保育士・保育所支援センター」を開設し、保育士資格を持ちながら、保育所等で就労していない「潜在保育士」の再就職支援や保育所の人材確保の支援等を行う。

- 児童が放課後児童クラブで健やかに過ごせるよう、放課後児童支援員等の資質の向上を図ります。

＜県の主要な取組＞

- ◆ 放課後児童クラブについて、計画的な整備等を進め、待機児童の解消をめざします。放課後子ども教室について、実施市町村の拡大に向け、未実施市町村に働きかけます。
- ◆ 放課後児童支援員となるための認定資格研修を計画的に実施し、資格取得後も専門性の向上のための研修を実施します。

（子育て世帯の経済的負担の軽減）

- 幼稚園、保育所等の授業料・保育料の軽減など、子育てに関する経済的支援を引き続き進めていきます。

＜県の主要な取組＞

- ◆ 第三子以降の3歳未満児の保育料を無料化または軽減する市町村に対して、その経費を補助するとともに、私立幼稚園等における第三子以降の満3歳児の授業料等の無料化に対して補助します。

＜他分野との連携が重要な取組＞

元気な高齢者の地域での子育て支援への参加促進

- ◆ 経験豊富な元気な高齢者が子どもの預かりや見守りなど、地域で子育てを援助するような活動に参加することを促進する仕組みを検討します。（例：放課後児童クラブから土曜日の教育活動等への移動の付き添いなど）

知多市における子育て支援の取組

知多市では、乳幼児の親子が気軽に集うことができる「親子ひろば」を開催しています。「親子ひろば」の運営にあたっては、これまでは市内の複数の市民団体が別々に運営し、「知多市の子育て支援ネットワーク推進連絡会」において情報交換等を行いながら相互の連携を図っていましたが、平成27(2015)年3月に推進連絡会のメンバーによる「特定非営利活動法人 地域ぐるみで子育て・子育ての会こころん」として法人化し、同年4月から市の委託を受けて運営しています。

法人化する前も、住み慣れた地域で生活するという「生活者としての感覚」や子育てをしている「親の感覚」を大切に、利用者の視点に立った親子ひろばの環境づくり等を行っていましたが、法人化したことにより、各ひろばの統一的な運営がこれまで以上に可能となるなど、運営体制が強化されています。

また、養育支援訪問事業等の母子保健関連事業と親子ひろばとの連携を図るなど、子育て家庭の孤立化を防止するための取組も実施しています。

さらに、親子ひろば以外でも、赤ちゃんサロンや、中学生ボランティアの受入、地域のボランティア団体と協働した異年齢児童との交流事業など、市民団体と協働した様々な取組を行いながら市民の幅広いニーズに対応できるよう子育て支援体制の充実を図っています。



親子ひろばでの活動の様子

課題4. 子どもの健やかな成長への支援と子どもの貧困や児童虐待への対応

- 子どもの健やかな成長のためには、出生の基盤となる妊娠前から出産後の子育てに至るまでの連続した支援が必要です。妊娠前からの妊娠・出産に関する正しい知識の普及を始め、市町村における基本的な母子保健サービスの充実が重要です。

また、近年、子どもの食事や睡眠などの基本的な生活習慣の乱れが指摘されています。幼児期から早寝早起き、食後の歯磨き、よく噛んで食べることなどの生活習慣を身につけることは、病気を予防し、健康な体づくりにつながることから、家庭や地域、学校と行政が一体となって子どもの生活習慣づくりに取り組むことが必要です。
- 身近な地域で診断から治療まで必要な小児医療が受けられるよう、小児医療の提供体制の整備・充実を図ることが欠かせませんが、特に小児救急医療の充実が課題となっています。子どもの重症患者については、成人に比べて症状の把握が困難であり、治療においても小児専門の設備やスタッフを配置したP I C U（小児集中治療室）の整備を進めていく必要があります。
- 都市化の進行や核家族化など社会が変化している中で、幼児については、多くの大人や子どもたちとかわりながら多様な体験をすることができなくなってきました。その結果、コミュニケーション能力や規範意識、基本的な生活習慣等に課題が見られ、小学校入学時にうまく小学校に適応できないという「小1プロブレム」の問題が目立つようになってきました。幼児教育・保育の充実を図り、生活や遊びを通じた発達の支援や、幼児教育と小学校教育とを円滑に接続することが必要です。
- 厚生労働省の調査によると、子どもの貧困率^{*14}（平成24(2012)年）は16.3%と上昇傾向であり、約6人に1人が貧困の状態にあると考えられます（表6）。子どもの将来が、その生まれ育った環境によって左右されたり、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、子どもの教育の機会の均等を図り、就学継続や進学のための教育の支援を充実することが求められています。

また、ひとり親世帯の相対的貧困率^{*15}（平成24(2012)年）は54.6%となっており、OECD（経済協力開発機構）加盟国34か国中で最も高くなっています。ひとり親家庭は、子育てと生計の担い手という二重の役割を一人で担い、収入、住居、子どもの養育等の面で様々な困難に直面しています。子どもに対する教育支援とともに、保護者に対する生活支援や就労支援など、ひとり親家庭への支援の充実を図る必要があります。

*14 子どもの貧困率：17歳以下の子ども全体に占める、貧困線（等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額）に満たない17歳以下の子どもの割合。

*15 ひとり親世帯の相対的貧困率：現役世帯のうち、大人が1人と17歳以下の子どもがいる世帯に属する世帯員の中で、貧困線に満たない当該世帯の世帯員の割合。

◆ 貧困率の年次推移(全国) (表 6)

	昭和60年 (1985)	昭和63年 (1988)	平成3年 (1991)	平成6年 (1994)	平成9年 (1997)	平成12年 (2000)	平成15年 (2003)	平成18年 (2006)	平成21年 (2009)	平成24年 (2012)
相対的貧困率	12.0	13.2	13.5	13.7	14.6	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1
子どもの貧困率	10.9	12.9	12.8	12.1	13.4	14.5	13.7	14.2	15.7	16.3
子どもがいる現役世帯	10.3	11.9	11.7	11.2	12.2	13.1	12.5	12.2	14.6	15.1
大人が一人	54.5	51.4	50.1	53.2	63.1	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6
大人が二人以上	9.6	11.1	10.8	10.2	10.8	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4
名目値	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
中央値 (a)	216	227	270	289	297	274	260	254	250	244
貧困線 (a/2)	108	114	135	144	149	137	130	127	125	122
実績値 (昭和60年基準)										
中央値 (b)	216	226	246	255	259	240	233	228	224	221
貧困線 (b/2)	108	113	123	127	130	120	116	114	112	111

資料 「平成 25 年国民生活基礎調査」(厚生労働省)

注1 貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。

注2 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世代とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。

注3 名目値とはその年の等価可処分所得をいい、実績値とはそれを昭和60(1985)年を基準とした消費者物価指数(持ち家の帰属家賃を除く総合指数(平成22年基準))で調整したものである。

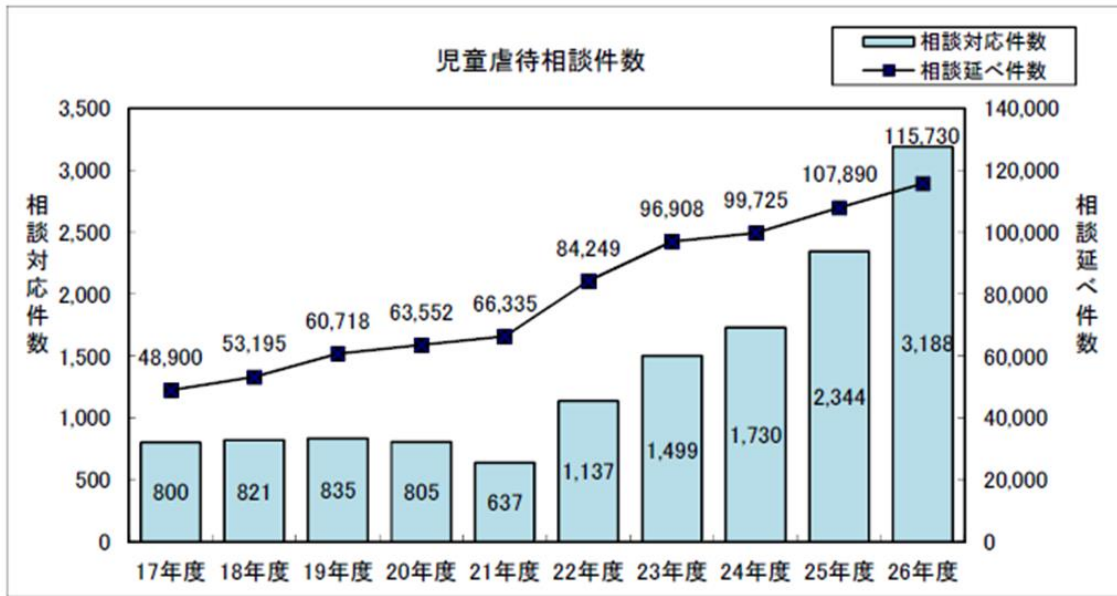
○ 近年、児童相談センターへの児童虐待相談の件数は急増しています(図 34)。増加する児童虐待相談に迅速かつ適切に対応していくためには、児童虐待対応の専門的中核機関である児童相談センターと、身近な子育ての相談・支援機関であり、児童虐待相談の一義的窓口である市町村の機能強化が必要です。

また、児童虐待は、人格の形成に大きな影響を及ぼすことから、予防及び早期発見・早期対応がとりわけ重要です。このため、妊娠・出産期から様々な機会をとらえて、支援が必要な家庭を早期に把握し、虐待を予防できるよう、県や市町村を始め、学校、保育所・幼稚園、病院、警察など関係機関との連携を強化し、社会全体で一体となって取り組むことが重要です。

○ 国においては、社会の変容等に伴う子どもと家庭を取り巻く課題に対応するため、新たな子ども家庭福祉のあり方について包括的に検討するとともに、児童虐待の発生予防から自立支援までの一連の対策の更なる強化について検討を行っています。児童虐待防止対策については、この検討の行方を十分に見定めていく必要があります。

○ 一方、DV(配偶者からの暴力)は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。DVが行われている家庭の子どもも被害者となるなど、DVと児童虐待は密接に絡んでいます。県及び市町村の相談窓口を中心に、民間支援団体も含む関係機関と連携・協働し、DV被害者等の保護や自立支援、将来におけるDVの発生を防止するための若年層に対する教育・啓発を行うことも重要です。

◆児童相談センターにおける児童虐待相談対応件数の推移（愛知県）（図 34）



資料 「平成 26 年度児童相談センター相談実績の概要について」（愛知県健康福祉部）※名古屋を除く

施策の方向性

（子どもの健康の確保）

- 出産後の子育てを視野に入れた妊娠期からの母子保健サービスや乳幼児期からの生活習慣づくりを通じて、子どもの健やかな育ちを支援します。
また、家庭・地域・学校の連携により、子どもの健康的な生活習慣づくりや食育の推進等を支援していきます。
- 身近な地域で診断から治療、子どものニーズに応じた医療が提供できるよう、小児科医の育成・確保、医療機関や地域関係機関の連携を推進し、子どもの健康を守る小児医療の充実を図ります。また、P I C Uを整備するなど小児救急医療体制の構築を図ります。

<県の主要な取組>

- ◆ 母子保健サービスや子育て支援等の施策の充実が図られるよう、乳幼児健康診査の結果を分析・評価するなど市町村を支援します。
- ◆ 家庭・地域・学校と行政が一体となって子どもの睡眠、食事、手洗い、歯磨きなどの基本的な生活習慣づくりのための健康教育や情報提供等を推進します。
- ◆ 学校における食育の中核となる栄養教諭の配置を拡大し、学校給食を通じて食育を展開します。

- ◆ 食育推進ボランティア^{*16}が、各地域でより一層活動を広げられるよう支援し、地域や家庭、学校における食育を推進します。
- ◆ 地域医療介護総合確保基金を活用しながら、小児救急医療を担う医師の養成や質の向上などを始めとした医師確保対策を実施します。
- ◆ PICUを整備するとともに、「あいち小児保健医療総合センター」を小児救命救急センターと位置付け、ここを中核とする小児救急医療体制を推進します。

(幼児教育・学校教育の充実)

- 幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎を担う大切な時期であることを踏まえ、幼稚園や保育所、認定こども園から小学校へ円滑に移行できるよう、カリキュラムの充実や保育者の資質と専門性を向上させるなど幼児教育の質の向上を図ります。
- 幼稚園・保育所・認定こども園と小学校の連携体制を強化するとともに、個人に合うきめ細かな学習指導や、実技指導、体験活動などを行うことにより、生きる力を育む教育を行います。

<県の主要な取組>

- ◆ 愛知県幼児教育研究協議会等において、「愛知の幼児教育指針」に基づいて専門的な研究協議を推進し、その成果について市町村等への普及を図ります。
また、保育士・保育教諭や幼稚園教諭に対する研修を行い、地域の子育て支援や多様な保育ニーズに対応できる専門性や実践力などの向上を図ります。
- ◆ 交流活動や合同研修、接続期における教育課程・保育課程の編成、教育及び保育の内容に関する全体的な計画の実施や検討などを進めるとともに、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校の連携体制を強化します。
- ◆ 小・中学校において少人数指導の充実や外部人材を活用した専門・実技指導、体験活動の機会の増加など、きめ細やかな学習指導や意欲的な学習の展開を図るほか、スクールカウンセラー^{*17}を有効に活用し、いじめや不登校等の早期発見・早期対応や未然防止に努めるなど、学校における相談体制の強化、充実を図ります。

*16 食育推進ボランティア：食生活や栄養の改善、親子料理教室や農林漁業体験活動など、県内各地域で様々な食育の推進活動を自主的に行っている方々を、県が募集・登録し、情報提供や活動の橋渡しなど活動を支援している。この制度に登録した個人やグループを食育推進ボランティアと呼んでいる。

*17 スクールカウンセラー：児童生徒の心のケア、保護者等の悩みの相談や教職員のコンサルテーションに中心的な役割を果たす臨床心理士等。

(子どもの貧困・ひとり親家庭への支援)

- 学校を子どもの貧困対策のプラットフォームとして位置付け、「教育の支援」を始めとする直接的な貧困対策に加え、関連する子ども・子育て支援施策に一体的に取り組み、子どもの貧困対策を総合的に推進していきます。
- 具体的には、子どもの生活や成長を第一に考え、子どもの教育・保育の機会が均等に提供できるよう、様々な関係機関が連携して子どもへの教育支援を行うとともに、子どもへの生活や就労に関する支援を切れ目なく実施します。
- また、ひとり親家庭などの自立促進を図るため、親の生活支援や就労支援、さらには経済的支援など生活の安定と向上のための総合的な支援を行います。

<県の主要な取組>

- ◆ 学校教育による学力保障、スクールソーシャルワーカー^{*18}等を活用しての学校を窓口とした福祉関係機関との連携、教育費負担の軽減、一体型の放課後子ども教室などを活用した学習支援などを推進します。
- ◆ ひとり親家庭の子どもの学習機会の確保や学習支援の充実のため、市町村に対して学習支援ボランティア事業の実施を働きかけます。
- ◆ 生活困窮者自立支援制度の活用、学校とハローワークの連携、若者の就労支援機関（地域若者サポートステーション^{*19}）との連携等により若者の生活支援や就労支援を行います。
- ◆ ひとり親家庭、生活困窮者、生活保護受給者の生活状況や、就労意欲とその能力に応じて、相談支援員等による支援や、ハローワークと福祉事務所等のチームによる支援、母子家庭等就業支援センターでの支援など、保護者に対してきめ細かな就労支援を実施します。
- ◆ ひとり親家庭の父母が就職に有利な資格を取得しやすくするため、一定の要件を満たす者に、養成機関への入学時や就職時の準備金を貸付け、資格の取得と自立の促進を図ります。
- ◆ ひとり親家庭等に対する児童扶養手当や遺児手当の支給、母子父子寡婦福祉資金の貸付など、生活を下支えするための経済的支援を実施します。

*18 スクールソーシャルワーカー:児童生徒の最善の利益を保障するため、学校を基盤としてソーシャルワーク(社会福祉)の価値・知識・技術に基づき支援活動を行う社会福祉士等の資格をもつもの。

*19 地域若者サポートステーション:働くことに悩みを抱えている15歳~39歳までの若者に対し、キャリア・コンサルタントなどによる専門的な相談、コミュニケーション訓練などによるステップアップ、協力企業への職場体験などにより、就労に向けた支援を行う施設で、厚生労働省が認定した全国の若者支援の実績やノウハウのあるNPO法人、株式会社などが運営。

(児童虐待・DVの防止)

- 増加する児童虐待相談に適切に対応していくため、児童相談センターや市町村の機能を強化するとともに、関係機関等との連携を推進し、児童虐待の予防、早期発見・早期対応に努めます。
- 関係機関との連携や母子保健サービスなど様々な機会を活用して、妊婦や保護者に対し、妊娠期からの虐待予防のための啓発・支援を行います。
- 虐待を受けた子どもに対しては、子どもの心身の成長のためにはできる限り家庭的な環境で育てることが重要なため、家庭的養護（里親・ファミリーホーム^{*20}への委託や施設の小規模化等）を推進していくとともに、家族再統合に向けた支援を行います。
- DVを容認しない社会の実現に向け、県及び市町村におけるDV被害者の支援体制の充実や、民間支援団体も含む関係機関との連携・協働、若年層に対するDV防止のための教育・啓発、被害者の心のケア、さらにはDV防止と児童虐待防止を合わせた啓発の実施など、DV被害者の保護や自立支援、教育・啓発にかかわる施策の充実を推進します。

<県の主要な取組>

- ◆ 児童相談センターの専門職員（児童福祉司及び児童心理司）の適正配置やスキルアップに努めるとともに、夜間・休日の専門職員による相談体制を整備します。
また、市町村窓口担当職員を対象とした児童虐待に関する研修の実施や市町村要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）への指導・助言を行います。
- ◆ 関係機関連絡調整会議を開催し、近隣住民や学校、保育所・幼稚園、病院、警察を始めとした関係機関との連携強化を図ります。児童虐待防止医療ネットワーク事業の充実を図るため、医療機関の児童虐待対応力の向上に努めます。
- ◆ 望まない妊娠の相談に応じる窓口や新生児里親委託制度の周知、市町村における妊娠届出時や乳幼児健康診査未受診者への支援などが充実されるよう支援します。
- ◆ 一時保護所や児童養護施設など子どもを適切に保護するための施設の量的な確保と専門的機能の強化を図る一方、里親委託、ファミリーホームへの委託、児童養護施設の小規模化等、家庭的な養護を推進するとともに、里親制度の普及・啓発などによる養育里親の確保、研修の実施による里親や施設職員の専門性の向上を図ります。

*20 ファミリーホーム：社会的養護が必要な子どもを、相当の経験のある養育者の住居（ファミリーホーム）において養育を行う事業。

- ◆ 虐待を受けた子どもと保護者が、安全かつ安心できる状態でお互いを受け入れることができるよう、児童相談センターにおいて、保護者に対する指導や子どもに対する心理的ケアなどを通じて家族再統合に向けた支援を行います。
- ◆ DV被害者保護・支援の中核を担う愛知県女性相談センターを中心として、市町村等と協力してDV対策に取り組むとともに、市町村におけるDV基本計画の策定と配偶者暴力相談支援センターの設置に向けた取組を支援します。
また、愛知県女性相談センターと児童相談センターが連携し、子どもの状況に応じた適切な対応を行うとともに、DV防止と児童虐待防止を合わせた啓発を行います。
- ◆ 高等学校や専門学校等教育機関への出前講座の実施やインターネットの活用などにより、デートDV^{*21}の問題も含め、若年層への幅広い啓発を行います。
また、DVにより心身ともに傷ついた被害者の心理的サポートを行うため、心理職員による被害者へのカウンセリング等を実施します。

(児童養護施設等を退所した子どもの自立支援)

- 児童養護施設等を退所した子どもの中には、保護者からの支援が乏しく生活基盤が脆弱なため、やむなく離職や中途退学に追い込まれる場合があるため、安定した自立生活を開始できるよう支援する取組を推進します。

<県の主要な取組>

- ◆ 退所する子どもの自立を図るため、児童相談センターと施設、里親等が連携して、就業指導や生活指導に努めるとともに、必要に応じ18歳までの措置継続や18歳以降の措置延長を活用します。
- ◆ 退職等により自立の継続が困難となった子ども(18歳以上を含む。)の自立支援を図るため、自立援助ホームを活用していきます。
- ◆ 施設等退所児童に対するアフターケアを行うため、施設が行う電話相談や家庭訪問などの退所後援助を支援します。
- ◆ 児童養護施設等を退所し、就職や進学する子ども(18歳以上を含む。)に対し、安定した生活基盤を築き、円滑な自立を実現するため、家賃相当額や生活費の貸付を行います。また、児童養護施設等の入所中の子ども(18歳以上を含む。)を対象に、自動車運転免許などの就職に必要な各種資格を取得するために必要となる費用の貸付を行います。

<他分野との連携が重要な取組>

児童虐待の早期発見等を目的とした医療機関との連携

- ◆ 児童虐待やその兆候に気づきやすい立場にある医療機関と連携し、関係者との事例検討などを通じて、医療機関の児童虐待対応力の向上に努めます。

*21 デートDV：交際相手からの、からだや心への暴力のこと。